

伊根町国民健康保険収納対策緊急プラン

1 滞納状況の解消

(1) 国保資格喪失時の届出及び国保未加入者への勧奨の実施

加入・届出遅延者に対して、町広報紙及びホームページ等を活用し、加入手続き及び遡及賦課の周知徹底を図る。

啓発用パンフレット等を住民生活課、公共施設（各地区公民館等）の窓口及び各種イベントで配布し、周知徹底を図る。

(2) 時効完成前の納入勧奨、時効後の不能欠損処理の実施

地方税法及び各種法令を遵守し、適正に処理を実施する。

2 人員の増員等の取り組みについて

滞納問題を全庁的な問題として捉える必要から、各種税及び料金をあわせて、既存電算システムの滞納管理を利用し、また、庁内で緻密な連絡を図り、効果的な徴収を図る。

3 徴収方法の改善等の取り組みについて

(1) 資格証明書の発行を実施

短期被保険者証の交付により、滞納者との接触の機会を図り、納付指導を行う。また、納付指導等に応じなかった者には、要綱に基づいて被保険者資格証明書を交付する。

また、療養費等の現金給付の申請時に窓口にて納付指導を行う。

(2) 口座振替の勧奨を実施

口座振替の推進は納期内納付、ひいては収納率向上に大きく寄与するものであり、特に本町のような昼間不在世帯の多い現状にあっては効率的な収納業務の推進を図るうえで最も効果的である。平成16年度以降、全庁を挙げて普及の推進を図った結果、約95%の普及率となっているが、納税経費の削減にも繋がることから、なお一層の勧奨に努め、高水準の維持を図る。

また、町内及び近隣市町所在の金融機関への勧誘依頼、町ホームページへの掲載や国民健康保険新規加入者等の来庁者に対して、受付時に口座振替の勧奨を行う。

(3) 収納強化週間・月間を実施

12月、4月及び5月を収納強化月間と位置づけし、各種税及び料金各部門と連携し収納強化を図る。

(4) 若年層へのPRを実施

伊根町ホームページの一層の充実を図り、ホームページ等を通じて、国民健康保険制度の周知を図る。

4 滞納処分実施の取り組みについて

(1) 滞納処分の実施

地方税法を遵守し、期限内納税者との負担の公平を図る。

(2) 滞納者の居住調査・財産調査の実施

地方税法及び各種法令を遵守し、早期に居住及び財産調査を実施する。

(3) 預貯金、給与等の差押えの実施

地方税法を遵守し、期限内納税者との負担の公平を図る。

5 その他

平成17年12月2日締結のインターネット公売システム利用契約書に基づき、差押不動産及び動産については、インターネット公売に出品し、滞納税に配当する。